

93 S N Aから08 S N Aへの変更点 (2008 S N AマニュアルAnnex3より作成)

	タイトル	概要
B. 統計単位の明確化と制度部門における改訂事項		
B01	付随的単位が別個の事業所とみなされるケース	○付随活動のみを実施する単位の活動が、統計的に観察可能である場合又は親事業所とは地理的に異なる場合には、別個の事業所としてみなすべき。 ○親事業所が市場生産している場合は、付随的事業所の産出には、資本の費用を含めて推計すべき。 ★93SNAでは、純粋に付随的活動を行なう生産者単位は、常にそれがサービス等を供給する事業所に不可欠な部門として見なされていた。
B02	親会社と異なる経済の居住者でない限り、制度単位とは見なされないみせかけの子会社	○93SNAにおける「付随会社」を08SNAでは「見せかけ上の小会社」として扱う。税制等の利点のために、親会社又はグループ内の他の法人企業に業務を提供するために作られた子会社は、親会社と異なる経済の居住者でない限り、制度単位としては扱わない。
B03	制度単位として認識される非居住者単位の支店	○海外企業の所有する支店は、当該国において長期間、財・サービスの生産に携わり、当該国の所得税法に従う場合、制度単位として扱う。
B04	複数領域で活動する企業の居住地の明確化	○多国籍にまたがって、継ぎ目のない活動を行うが、そのうちの幾つかの国において支店・事務所等（＝居住者扱い）を有しない企業の居住地を決定するための指針を提供。 ★93SNAでは居住地を決定する為の明確な指針が無かった。
B05	特定目的実体の認識	○特別目的実体、特定目的ヴィークルについては、(a) 専属金融機関(captive financial institutions)、(b) 見せかけ上の子会社、(c) 政府の特別目的単位、のいずれかに該当しない限り、制度単位として扱う。 ★93SNAでは単位の扱いに関して明確な指針が無かった。
B06	金融機関部門に割り当てる持ち株会社	○(I S I Cの定義である)「子会社の資産は保有するが、管理活動は行っていない」持株会社(株式を保有するのみの純粋持株会社)は、その子会社が非金融法人であっても金融機関に分類する。 ★93SNAでは、純粋持株会社は主たる子会社の部門に分類した。
B07	本社	○(I S I Cでの定義である)「企業内他部署の監督と経営、企業の戦略的または組織的な計画の立案および意思決定の役割、関連部署の業務管理の遂行と日常的業務の管理」を行う本社(本店営業部ではなく企画・総務などの本部)は、独立した主体として、主たる事業部の属する部門に分類する。 ○主たる事業部が金融機関の場合、金融機関に分類することとなるが、細分類としては事業部の属する部門ではなく金融補助機関とする(例:銀行本部は銀行ではなく金融補助機関に分類)。 ★93SNAでは本社の扱いに対する明確な指針がなかった。
B08	非営利団体の内訳部門	○民間非営利組織(NPI)全体を「市民社会」の証しとみなすことへの関心の高まりを認識し、必要に応じてすべてのNPIの全活動をまとめた補足的な表を別途に簡単な方法で作成できるよう、企業または政府部門内のNPIを異なった内訳部門とみなす。
B09	金融サービスの定義の拡大	○金融仲介活動以外の金融サービスの増加、特に金融リスク管理及び流動性転換が確実に把握されるように、明確に定義。証券・外為取引等に関する(明示的ないし暗黙的)手数料の取り扱いも詳述。 ★93SNAの記述は大まかな記述に止まっていた。
B10	金融機関の内訳部門の改定	○金融機関の内訳部門を9部門に細分化。①中央銀行、②預金取扱機関、③MMF、④非MMF投信、⑤その他金融仲介機関、⑥非仲介型金融機関、⑦専属金融機関およびノンバンク、⑧保険、⑨年金基金 ★93SNAは、上記①、②、③+④+⑤+⑦、⑥、⑧+⑨の5部門。

C. 生産境界を含む取引範囲の詳述		
C1	研究開発 (R&D)	<p>○研究開発活動を付随的活動として扱わない。 ○研究開発を行う個別の事業所は可能であれば区別する。 ○研究開発の産出額は、購入（外注）されれば市場価格によって、自己勘定で引き受ければ生産費用プラス生産で使用した固定資本の費用の合計で評価する。 ★93SNAでは、投資活動としての特質があるにもかかわらず、中間消費として扱われていた。 ★93SNAでは、付随的活動として扱わず、研究開発活動を行う個別の事業所は副次的活動として特定する。</p>
C2	FISIM推計方法の改善	<p>○FISIMは、全ての預金・貸出・利子を対象に推計する。 ★93SNAは自己資金による貸出を除いていた。</p>
C3	中央銀行の産出額の配分	<p>○中央銀行が生産するサービスは、①金融仲介、②金融政策サービス、③金融機関を検査する監督サービスの3つのグループに分けられる。①および①～③のうち手数料を受け取るサービスが市場産出であり、それ以外は非市場産出。非市場産出は費用積み上げで計測し、集成的サービスとして政府の最終消費として記録する。ただし純貸出／純借入に影響を与えないよう、同額の中央銀行から政府への経常移転を擬制する。 ★93SNAは、金融仲介、手数料を受け取るサービスとして記録するように勧告していた（非市場産出を取り上げていなかった）。</p>
C4	非生命保険サービス産出の記録の改善	<p>○08SNAでは、非生命保険サービスの産出額を、「受取保険料」－「保険金支払の期待値」として推計する。9.11米国同時多発テロに伴う巨額の支払により93SNAの計測方法では非生命保険の生産がマイナスとなる事例が生じた。このため保険金を実現値ではなく期待値で計測することに変更。実際の期待値の計測方法としては、移動平均等が提示されている。 ★93SNAでは、非生命保険サービスの産出額は「受取保険料」－「保険金支払の実現値」であった。</p>
C5	再保険	<p>○再保険は元受保険と同様に扱う。再保険会社が生産するサービスは、元受保険業者による中間消費として扱う。 ★93SNAでは、再保険取引は元受け保険取引と統合されていた。</p>
C6	資本収益で評価する家計と企業の自己最終消費評価の産出額	<p>○自己最終消費のため、家計及び企業が生産した財・サービスの産出額を推計する際、比較可能な市場価格がない場合は、資本収益を費用の一部として含めるのが適切である。 ○自己使用のために生産される財・サービスの価額＝生産費用の合計＝中間消費＋雇用人報酬＋固定資本減耗＋固定資本収益得の純報酬＋生産に課されるその他の税（マイナス補助金） ★93SNAでは、家計及び法人企業が自己最終消費のために生産した財・サービスが費用とされる場合、資本収益を含めない。</p>

D. 資産、資本形成、固定資本減耗などの概念の拡大と詳述		
D01	経済的所有権の変更	<p>○法的所有権と経済的所有権を区別する。資産について、法的所有者ではなく、経済的所有者（破損・盗難等の利用に伴うリスクを引き受けている者）に基づいて記録する。</p> <p>★93SNAでは所有権を明確に定義しなかったため、所有権はしばしば経済的所有権を意味したが、法的所有権が変更しない場合には経済的所有権の移転の概念による場合もあった。</p>
D02	研究開発（R&D）を含むよう拡大された資産境界	<p>○08SNAでは、研究開発活動を付随的活動として扱わない。</p> <p>○研究開発の産出は、「知的財産生産物」として資産計上する（活動を中間消費として扱う場合で、かつ生産者に経済的便益を伴わないことが明白である場合を除く）。</p>
D03	資産分類の改定	<p>○用語変更：「無形固定資産」から「知的財産生産物」に。「鉱物探査」から「鉱物探査及び評価」に。「有形非生産資産」から「天然資源」に。</p> <p>○固定資産のカテゴリーがいくつか変更する。</p> <p>○建造物及び構造では、土地改良のカテゴリーが追加する。</p> <p>○兵器システムは生産資産として認識され、別項目に分類する。</p> <p>○研究開発生産物は、知的財産生産物に含める。</p> <p>○契約・リース・ライセンスを4つのカテゴリーに分ける。</p> <p>○買入のれんは、買入のれん及びマーケティング資産に変更。</p>
D04	資産境界の拡張と兵器システム支出を含むための政府総資本形成	<p>○戦車、軍艦等の軍事兵器システムは、たとえ平時の使用が抑止力を提供しても、継続して防衛サービスの生産で使用されるため、固定資産として分類する。</p> <p>○兵器または兵器システムで配給されるミサイル・ロケット・爆弾などの1回限り使用されるアイテムは、軍事在庫とするが、高い破壊能力を持つ弾道ミサイルなどは、攻撃者に対し抑止サービスを提供するため、固定資産として分類する。</p> <p>★93SNAとは異なり、戦略的在庫品は同種類のその他の在庫とは切り離さない。</p> <p>★93SNAで総固定資本形成として扱うのは、民間で使用可能な固定資産への支出のみであった。</p>
D05	データベースを含むよう修正した資産カテゴリー「コンピューター・ソフトウェア」	<p>○93SNAの資産カテゴリー「コンピューター・ソフトウェア」は修正し、「コンピューター・ソフトウェア」と「データベース」に分ける。</p> <p>○市場購入した場合は、購入者価格で評価。企業内開発した場合は、推計した基本価格または基本価格の推計が不可能な場合は生産費用（市場生産者に対する資本収益を含む）で評価する。</p> <p>○耐用年数1年以上のデータを保持するデータベースは固定資産として扱う。</p> <p>★93SNAでは、「大規模」データベースのみ資産として認識された。</p>
D06	オリジナルとコピーを個別の生産物として扱う	<p>○オリジナルとコピーを個別の生産物として扱い、指針に基づいて分類する（コピーが完全に販売され、1年以上使用することが期待できるならば、固定資産として扱う、等）。</p> <p>★93SNAでは、オリジナルとコピーとを別個の生産物として扱うことに関する指針を提供していなかった。</p>
D07	資本サービスの概念の導入	<p>○生産性計測等の分析に資するように資本サービスの概念を導入する。</p>
D08	所有権移転費用の扱いの詳述	<p>○93SNAと同じく、所有権移転費用は固定資本形成として扱う。</p> <p>○08SNAは、移転費用を、それが発生する年の固定資本減耗として即座に償却するように勧告する。</p> <p>○解体費用等の処分費用については、資産の耐用期間で償却するか、それができない場合は処分費用が発生するときに償却する。</p>

D09	鉱物探査	<p>○鉱物探査について、（他者に）購入された場合は市場価格で、自己勘定で実施する場合は費用総額プラス適切なマークアップで評価する。</p> <p>○市場価格は鉱物資源に対してほとんど利用できないので、初期価格評価は資源賃貸料の将来受け取りの現在価値となる。</p> <p>★93SNAでは、鉱床の法的所有者が採掘の契約をする時、その資源は、法的所有者の貸借対照表にとどめ、採掘者の資源所有者に対する支払いを、財産所得として示すことを勧告した。</p>
D10	土地改良	<p>○土地改良を固定資産のカテゴリーとして扱う。</p> <p>★93SNAでは土地改良は総固定資本形成であるが、貸借対照表においては、改良は、土地そのものに含まれていた。</p>
D11	のれんとマーケティング資産	<p>○「買入れのれん」を「買入れのれん及びマーケティング資産」に変更し、企業体の性格に関わらず、「純資産（資産から負債を引いた総計）を超過して継続企業に支払われた金額」として、一貫した推計方法を取るようする。</p> <p>★93SNAでは、非法人企業ではそれぞれ別々に評価した資産と負債の残差であり、法人企業では実際の購入価格と購入直前の株価の差に株数を掛けたものとしていた。</p>
D12	資産として扱う場合の水資源	<p>○地下水に加え、河川・湖・人工貯水池などに水資源の対象を拡大すべき。原則として鉱物資源を評価するのと同様の方法で評価されるべきだが、利用料に基づく推計等の現実的な代替手法も可。</p>
D13	固定資本減耗に関する当該資産の期中平均価格評価での測定	<p>○減耗は当該資産の期中平均価格で測定する。</p> <p>★93SNAでは指針が無かった。</p>
D14	非育成資源と育成生物資源の対称的な定義	<p>○93の「育成資産」を「育成生物資源」に名称変更する。</p> <p>○制度単位の直接支配の下、責任と管理がある場合に限り、自然成長及び再生を生産として扱う等、定義を明確化する。</p>
D15	知的財産生産物の導入	<p>○従来の「無形生産資産」は「知的財産生産物」に名称変更され、拡張される。</p>
D16	自然資源に関する資源リース概念	<p>○資源リースによって経済的所有者が生産に自然資源を利用しても、自然資源は法的所有者の資産として扱い、借手による定期的な支払いは財産所得の賃貸料等で記録される。</p>
D17	その他の資産量変動勘定	<p>○取引以外の資産の変動に関して考えられる原因をより構造的にリストに作成するために、資産勘定のその他の数量の変動で示す項目リストを変更する。</p>

E. 金融商品と金融資産の扱い及び定義に対する追加改良点		
E01	現先取引（レポ）	○証券現先（レポ）取引は証券の売買ではなく資金貸借取引。08SNAでは、担保として受け入れた（買い入れた）証券を売却する可能性を明示的に考慮。この場合は、資産にマイナス計上（資産残高がマイナスとなることを許容）。 ★93SNAでは担保として受け入れた証券を売却する可能性を考慮していなかった。
E02	ストック・オプションの扱い	○ストックオプションを、雇用人報酬に記録するとともに、金融勘定にも計上する。 ★93SNAでは雇用人ストックオプションに関する指針がなかった。
E03	不良債権 貸付と預金の価額評価 不良債権の償却と利息未払	○08SNAは不良債権に関して、①不良債権額の名目残高、②その公正価値を欄外に注記するよう勧告。 ★93SNAは上記の①、②の記録を求めていなかった。
E04	信用保証の付与と実行	○保証を次の3つの区分。これまでは①のみであったが、新たに②を金融取引として記録する。特に一般政府による②の供与を適切に記録することを求めている。 ①金融派生商品による保証（クレジットデフォルトスワップ）、②損害保険と同じように大数法則が働く標準的保証、③偶発性の高い単発保証 ★93SNAは①のみ記録することとされていた。
E05	指数連動型債権証券	○元本、クーポン、あるいはその双方が特定の指数に連動し、発行時点ではその金額が確定されていない債券等について、その元本、クーポン、価値の変動（キャピタルゲイン・ロス）の記録方法を詳細に規定している。 ★93SNAでは詳細な指針がなかった。
E06	外国通貨に指数化した債務証券の扱いの変更	○「元金及びクーポンは自国通貨建てで表示されるが、実際の支払は外国通貨に指数化されている債券等」は、自国通貨建て証券ではなく、外国通貨建証券として分類する。為替相場の変動に起因する元金及びクーポンの変動は、価値の変動（キャピタルゲイン・ロス）として扱う。 ★93SNAでは上記債券等は自国通貨建て証券として扱われた。為替相場の変動に起因する元金及びクーポンの変動は、金融取引として扱われた。
E07	未上場株	○株式市場で売買されない株式の評価に対する追加的な選択肢を提示している。 （具体的には、①比較的近い過去の取引価格、②正味資産、③当社の利益と同業の株価収益率を用いて計算、④簿価の自己資金と上場企業の時価／簿価比率の利用、⑤簿価の自己資金、⑥（海外の親会社が上場しており、当社が未上場の場合など）親会社の時価総額のうち自国分に相当すると考えられる部分） ★93SNAの勧告は上記よりも狭く、収益と配当見込みを基に類似業種比準方式で計算することを提示していた。
E08	不特定保管金口座	○不特定保管金口座（金建てで表示される資金取引であり裏付けとなる金を口座保有者と直接的には結び付けず物理的にも預かったままとする、現先取引の利用により実質的に金の価格変動を受けないようにすることが多かった）を金融資産および負債として扱う。非居住者が金を預かる場合、外貨預金で分類する。 ★93SNAでは記述がなかった（「国際収支統計マニュアル6（BPM6）」において初めて取り上げられた）。
E09	貨幣用の金と金塊	○上記に伴う技術的な変更。貨幣用金は、通貨当局によって保管される金塊および対非居住者の不特定保管金口座により構成される。
E10	特別引出権	○国際通貨基金が発行する特別引出権（SDR）を、SDRを保有する国の資産および制度の参加者に対する債権として扱う。SDRの配分および取消を取引として記録する。SDRの資産および負債は個別に記録する。貨幣用金およびSDRを、個別の小項目として示す。 ★93SNAはSDRを負債として認識しなかった。

E11	預金と貸出の区別	<p>○ (93SNAの頃から続く、取引相手が金融機関の場合を念頭にした、貸出と預金を区別する意味があるかとの議論であるが) 引き続き、貸付と預金を区別する。取引の双方の当事者が銀行であるときは、対銀行分を通常の貸付・預金から分離し「インターバンク・ポジション」として記録する。</p> <p>★93SNAにはインターバンクポジションに関する記述がなかった。</p>
E12	証券貸付及び金借入に対する支払手数料	<p>○証券・金の貸借取引において元の所有者に対して支払われる手数料は利子として扱う（物品賃貸のリース・レンタル料ではない）。</p> <p>★93SNAには記述がなかった。</p>
E13	金融資産の分類	<p>○金融市場の革新を反映し、その妥当性を維持するために、08SNAでは金融資産の分類が変更された。</p> <p>①「株式以外の証券(securities other than shares)」→「債務証券(debt securities)」</p> <p>②「株式およびその他の持分(shares and other equity)」→「株式および投資ファンド持分(equity and investment fund shares)」に改称される。</p> <p>③金融派生商品の分類は拡大されて、被用者ストック・オプションを含むようになった。</p>
E14	契約、リース、ライセンス	<p>○賃借人が資産の経済的な所有者か否かによって、オペレーティング・リース (operating lease) とフィナンシャル・リース (financial lease) を区別するようになった（この結果、短期間のリースであってもファイナンスリースとして記録される取引も存在することとなる）。</p> <p>★93SNAでは当該物件の価値のほとんどすべてを使い切る長期間に亘ってリースを受ける場合をファイナンスリースとしていた。</p>
E15	雇主による年金制度の取扱い	<p>○社会保障としての年金受給権はも家計に対する負債として認識すべき。ただし、本表ではなく付表での提供も認められている。</p> <p>○確定給付型年金では、93SNAの勧告と異なる内容を多く提示している。（例えば、発生主義に基づき保険数理的に計算された金額を計上する、また年金基金の資産に関しては、93SNAでは被用者に属するものとされていたが08SNAでは基金自身に属するものとされている）。</p> <p>★93SNAでは、積立型「民間」制度に対してのみ貸借対照表上の年金債務を認識していた。またその認識も実際の残高により記録されており、保険数理的に計算された金額ではなかった。</p>

F. 政府と公的部門に関する取引範囲の詳述		
F01	民間/公的/政府の部門分類	○一般政府と公的法人企業の区別をするため、意思決定ツリーを含めて追加指針が提供された。
F02	再生機構	○再生機構の取扱いに関する指針が提供された。 ★93SNAでは、再生機構の扱いに対する指針を提供しなかった。
F03	政府発行許可証の扱いの明確化	○政府が発行した許可証が、政府が所有する資産の使用を含まないならば、ライセンスの支払は税金とする。 ○ライセンス（政府許可証）が合法的に第三者に譲渡可能なら資産を政府が保有しているとみなす。 ○自然資源（資産として見なされ、かつ政府がコミュニティーに代わって支配する自然資源を含む）を利用するためのライセンスに対する支払いは、「契約・リース・ライセンスのカテゴリーでの資産による取得」又は「賃貸による支払い」として扱う。
F04	持分の引き出しとして記録される公的法人企業の例外的支払い	○蓄積準備金または資産の売却によって、公的法人企業の例外的支払いを行う場合、それは持分の引き出しとして記録する。法人企業の事業者所得による定期的分配のみを、配当として記録する。 ★93SNAでは、公的法人企業の例外的支払いは配当の定期的支払いとし、公的準法人企業の例外的支払いは持分の引き出しとしていた。
F05	資本移転として扱う政府の公的準法人企業に対する例外的支払い	○累積赤字を補う政府の公的準法人企業に対する例外的支払いは、原則として公的法人企業に関する資本移転として扱うが、商業的（経営的）に財産所得の形で（将来）収益が期待できるときは、持分の追加として扱う。 ★93SNAでは、政府の公的準法人企業に対する例外的支払いは、持分の追加として記録されていた（政府の公的法人企業に対する例外的支払いは資本移転として記録されていた）。
F06	税の発生主義による記録	○税を発生主義に基づいて記録する。その際、税支払いの確実性や、課税の時期等を考慮する（将来納付される予定の金額は未収金、滞納されかつ将来的にも納税される見込みのない課税額は未収金に計上しない）。 ★93SNAでは、発生主義の原則は謳われていなかったが、税の発生主義ベースでの記録は詳述されていなかった。
F07	税額控除	○税負担を上回る税額控除による政府の支払いは、グロスで記録する。 ★93SNAでは、税額控除の扱いに対する指針はなかった。
F08	官民パートナーシップで創設した固定資産の所有権に関する扱いの明確化	○官民パートナーシップで創設した固定資産について、民間と公的のどちらを経済的所有者とするかの指針を提供する。 ★93SNAでは、PPPの取り扱いに対する指針がなかった。
F09	保有利得税は、引き続き所得・富に課される経常税として表章される。	○保有利得税について、別的小カテゴリーで示す。（保有利得はSNAの所得として捕捉されないが、保有利得税は所得・富に課される経常税として記録するという一種の矛盾は93SNAから継続する。）

G. SNAとBPM6の概念と分類の調和		
G01	主たる「経済的利害の支配的中心」概念の導入	○二か国以上に居住し活動する主体をどの国の居住者とするかに関する基準を設けた。ある実体が、対象となる経済領域に属するかどうかを決定する基本的な基準として、「経済的利害の支配的中心 (predominant center of economic interest)」の概念を導入する。 ★93SNAは詳細な記述がなかった。
G02	個人の居住地変更	○個人が居住地とする国を変更するときには、当該個人が所有する金融資産、非金融資産、負債の所有権の変更を伴わないものとする。そのうえで対外資産・負債としては、(経済的)所有者の居住地となっている国に変更する。この場合、売買取引や資本移転は記録せず、その他の資産量変動として扱う。 ★93SNAでは、財のフローの扱い及び個人の居住地変更による金融勘定の変更に関して明確な指針を提供しなかった。
G03	加工用の財	○(部品が輸出され組み立てられた後に輸入されるような)加工中の財については、輸出入ではなく、加工中の財の輸出入をネットアウトした金額を加工サービスとして記録する。 ★93SNAでは輸出入として取り扱われた。
G04	仲介貿易	○製造業や卸売、小売業等が仲介貿易を手掛ける場合、財の取得を負の輸出に、財の販売を正の輸出に記録する。両者の差額は、仲介貿易サービスの生産として記録する。 ★93SNAでは、仲介貿易の扱いに対する指針がなかった。